

令和6年 第2回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第78号

令和6年第2回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年5月21日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和6年6月3日

2. 場 所 まんのう町役場議場

令和6年第2回まんのう町議会定例会会議録（第4号）

令和6年6月17日（月曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 15名

1番	真鍋 泰二郎	2番	石崎 保彦
3番	鈴木 崇容	4番	常包 恵
5番	京兼 愛子	6番	竹林 昌秀
7番	川西 米希子	8番	合田 正夫
9番	三好 郁雄	10番	白川 正樹
11番	白川 皆男	12番	松下 一美
13番	大西 豊	14番	川原 茂行
15番	大西 樹		

欠席議員 なし

会議録署名議員の指名議員

11番 白川 皆男 12番 松下 一美

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 平田友彦 議会事務局課長補佐 横関智之

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町長 栗田 隆義 副町長 長森 正志
教育長 井上 勝之 総務課長 朝倉 智基

企画政策課長	鈴木正俊	地域振興課長	河野正法
税務課長	黒木正人	住民生活課長	山本貴文
福祉保険課長	池下尚治	健康増進課長	松本学
農林課長	藤原道広	建設土地改良課長	河田勝美
地籍調査課長	宮崎雅則	会計管理者	國廣美紀
琴南支所長	柴坂学	仲南支所長	小縣茂
学校教育課長	川原涼二	生涯学習課長	末久誠

○大西樹議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、平田友彦君。

○平田議会事務局長 御報告申し上げます。

建設経済常任委員長並びに総務常任委員長より、会議規則第77条の規定に基づく付託審査報告書の提出があり、受理いたしました。

次に、各常任委員長並びに議会運営委員長より、会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続調査申出書の提出があり、受理いたしました。

以上で、議会報告を終わります。

○大西樹議長 議会報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

○大西樹議長 日程第1、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、松下一美君。

○松下一美議会運営委員長 それでは、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

6月14日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、議長、執行部同席の下に、議会運営委員会委員全員が出席し、第2回定例会の運営について慎重に審議しましたので、その結果を御報告いたします。

それでは、お手元に配付されております議事日程第4号について御説明を申し上げます。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

建設経済常任委員長

日程第3 付託案件の委員長報告

総務常任委員長

日程第4 付託案件の委員長報告

総務常任委員長

日程第5 議案第1号 まんのう町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第2号 まんのう町土地開発基金条例の廃止について

日程第7 議案第3号 業務委託契約の締結について（まんのう町公開型G I S・統合型G I S構築事業業務）

日程第8 議案第4号 工事請負契約の締結について（令和6年度満濃農村環境改善センター解体工事）

日程第9 議案第6号 まんのう町土地開発公社の解散について

日程第10 議案第7号 令和6年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号

日程第11 閉会中の継続調査について

以上の日程で意見の一致を見、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

日程第2 会議録署名議員の指名

○大西樹議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、11番、白川皆男君、12番、松下一美君を指名いたします。

日程第3 付託案件の委員長報告（建設経済常任委員長）

○大西樹議長 日程第3、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、鈴木崇容君。

○鈴木崇容建設経済常任委員長 建設経済常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る6月7日、全員協議会室におきまして、委員全員、議長、執行部出席の下、建設経済常任委員会を公開にて開催いたしました。

6月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第4号の1件であります。

議案第4号 工事請負契約の締結について（令和6年度満濃農村環境改善センター解体工事）について、執行部より、契約金額1億1,330万円、契約の相手方は枝園建設株式会社である。また、今後の工事の工程についてと工事期間中の四条小学校放課後児童クラブの児童送迎ルートなどの説明がありました。

委員より、入札参加の条件についてと入札参加条件を満たす業者数について質疑があり、

執行部より、条件付一般競争入札としており、中讃圏域内に主たる営業所があり、建築一式工事の総合数値が900点以上、鉄筋コンクリート造りで延べ床面積が1,500平方メートル以上の建築解体工事を元請として施工実績があることと、工事の施工経験がある技術者を専任で配置できることを条件としている。なお、町へ入札参加資格審査申請を提出している業者の中では8社が条件を満たしているとの答弁がありました。

また、委員より、今回、入札参加業者が2社であったが、今後は入札参加業者が増えるように入札条件などを研究するようにと意見がありました。

委員より、工事の着手前には近隣住民や自治会への説明などについて配慮するようにと意見があり、執行部より、工事請負業者が近隣住民には直接説明し、近隣自治会には回覧で周知を予定しているとの答弁がありました。

以上が議案審議の主な質疑や答弁等の報告です。

なお、いずれの議案も討論はありませんでした。

以上、付託されました案件について、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第41条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第4号 工事請負契約の締結について（令和6年度満濃農村環境改善センター解体工事）、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告といたします。

最後に、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、建設経済常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

日程第4 付託案件の委員長報告（総務常任委員長）

○大西樹議長 日程第4、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、常包恵君。

○常包恵総務常任委員長 総務常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る6月12日、全員協議会室におきまして、委員全員、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長、執行部出席の下、総務常任委員会を公開にて開催いたしました。

初めに、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長より、議案第7号 令和6年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号の所管部分で行った質疑等の報告がありました。

なお、報告された内容はタブレットの委員長報告に入れておりますので、よろしくお願ひいたします。

6月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第1号から議案第3号、議案第6号、議案第7号の5議案であります。

まず、議案第1号 まんのう町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、執行部より、本条例は社会保障、税、防災などに関する事務で、個人番号を利用することができるよう定めた条例である。今回、上位法の改正に伴い、条文の整理を行ったものであるとの説明がありました。

委員より、税の収納事務について、収納日が反映されるまでにタイムラグがあることを認識しているのかとの質疑があり、執行部より、認識しており、コンビニでの納付の場合は2週間ほど確認できない場合があるとの答弁がありました。

次に、議案第2号 まんのう町土地開発基金条例の廃止についてと議案第6号 まんのう町土地開発公社の解散については、関連がありますので、一括して審議しました。

執行部より、土地開発公社は高度成長期に地価が高騰し、公共施設用地の取得が困難になり、安定的に公共用地を確保するために法律に基づいて全国で設立され、満濃地区では町役場周辺、四条・高篠幼稚園の施設用地取得、国道・県道など道路用地を先行取得した。また、仲南地区では工業団地の用地取得を行い、企業誘致の実績があり、琴南地区では住宅用地の分譲を行い、住民の住宅需要の受皿となった。合併後では満濃中学校などの用地取得を行ったが、平成23年度以降は開発公社による用地の取得はない。今後は土地価格が低迷している状況で、新たな施設整備から今ある施設の長寿命化や維持管理にシフトしている時代となり、土地開発公社を通じた先行取得は必ずしも必要ではないと考える。また、用地取得が必要な場合は十分な調査をし、町議会での議決後にまんのう町が直接用地取得を行うことを基本とする。県下の状況は平成25年度に香川県、坂出市、小豆島町、平成28年度に綾川町、令和元年度に琴平町、令和3年度に宇多津町が解散しており、令和5年度に善通寺市、三豊市、土庄町が解散手続を行っている。また、幸いにもまんのう町は売却困難な土地や借入金もなく、公社が解散し、基金を廃止することによって、基金、定期預金など約3億円の有効活用を図ることができる。以上から、昨年7月、今年3月の開発公社理事会において、公社の解散について同意を得ているとの説明がありました。

委員より、町は今後も工業導入を進めていくとしているが、解散した後の会計処理はどうなるのか。工業団地であれば売却までに時間がかかるので、資金管理・資金の流れが分かる会計、財務諸表が必要と考えるとの意見があり、執行部より、一般会計での処理となるが、特別会計での運用も考えられる。本町では平成26年度から一般会計や特別会計などと連結した財務諸表を作成し、公開しているとの答弁がありました。

委員より、特別会計では民間から借入れができるのではないかとの質疑があり、執行部より、現在の特別会計においても、民間金融機関から一時的に、長期でも借入れを行った事例がある。町が起債を発行し、一般会計から特別会計に繰り出すことも考えられるとの答弁がありました。

委員より、解散した場合の土地開発公社の約3億円の基金などはどうするのかとの質疑

があり、執行部より、既に解散したり解散手続中の市町の事例を参考にしながら、県のほうにも協議中である。今後、議会と相談して活用方法をお示ししたいとの答弁がありました。

次に、議案第3号 業務委託契約の締結について（まんのう町公開型GIS・統合型GIS構築事業業務）について、執行部より、避難所、ハザードマップ、災害時の情報、地図、道路情報など、位置に関するデータを総合的に管理・加工し、インターネット上で住民の方も利用できるように公開するものである。業者選定は指名型プロポーザル方式による随意契約とし、指名した4社のうち2社から企画提案書の提出があり、審査会にて決定したとの説明がありました。

委員より、地籍図の反映について質疑があり、執行部より、地籍調査が終われば反映したいとの答弁がありました。

委員より、利用できる情報は、今後、12項目から増えていくのか、また、どの程度でデータの更新作業が行われるのかとの質疑があり、執行部より、情報の追加は利用者の要望に応じて研究し、データはできるだけ早く更新できるように対応したいとの答弁がありました。

次に、議案第7号 令和6年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号について、教育民生常任委員会、建設経済常任委員会での主な説明と質疑も含め報告いたします。

執行部より、歳入歳出それぞれ2億2,639万9,000円増額し、予算の総額を119億3,639万9,000円とするものである。

歳入について主なものは定額減税に係る町民税の減額と、国から減収補填特例交付金として地方特例交付金の増額、また、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として2億898万5,000円の増額である。

次に、歳出の主なものは、総務費では、エコツーリズム関連補助金、定額減税調整給付金の皆増、民生費では、新たな非課税・均等割世帯への特別給付金の皆増、消防費では、宮田・佐文消防屯所整備工事費の減額と土地購入費の皆増などであるとの説明がありました。

委員より、地域観光発見事業が観光庁の補助採択にならなかつた場合について質疑があり、執行部より、事業採択になれば、今年度中に試験的にツアーを実施して効果測定を行う。不採択となった場合でも、次年度以降も引き続き申請をし、エコツーリズム推進事業を支援したいとの答弁がありました。

委員より、非課税世帯等特別給付金で、18歳までの子供一人5万円の給付は子供が就職していても対象になるのかとの質疑があり、執行部より、住民税が非課税または均等割のみの世帯の18歳までであれば対象となるとの答弁がありました。

委員より、学校給食における食材の価格高騰について質疑があり、執行部より、現在のところ食材の値上がりに対する措置は考えていないが、今後の価格動向を注視したいとの答弁がありました。

委員より、年度初めは前年度の繰越事業と新年度の事業が重なる上に、今年は国の物価高騰対策の給付金事業があり、職員の負担が過重となっていないかとの質疑があり、執行部より、会計年度任用職員を1名採用したが、職員1名だけでは対応できないので、今後、国に対して事務費など必要経費の増額を要望していきたいとの答弁がありました。

以上が議案審議の主な質疑や答弁などの報告です。

なお、いずれも討論はありませんでした。

それでは、付託されました案件について、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第1号 まんのう町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、全会一致で可。議案第2号 まんのう町土地開発基金条例の廃止について、全会一致で可。議案第3号 業務委託契約の締結について（まんのう町公開型G I S・統合型G I S構築事業業務）、全会一致で可。議案第6号 まんのう町土地開発公社の解散について、全会一致で可。議案第7号 令和6年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告です。

また、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、総務常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

日程第5 議案第1号 まんのう町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第5、議案第1号 まんのう町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入れます。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第1号 まんのう町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号 まんのう町土地開発基金条例の廃止について

○大西樹議長 日程第6、議案第2号 まんのう町土地開発基金条例の廃止についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第2号 まんのう町土地開発基金条例の廃止についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第3号 業務委託契約の締結について（まんのう町公開型G I S・統合型G I S構築事業業務）

○大西樹議長 日程第7、議案第3号 業務委託契約の締結について（まんのう町公開型G I S・統合型G I S構築事業業務）の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第3号 業務委託契約の締結について（まんのう町公開型G I S・統合型G I S構築事業業務）の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第4号 工事請負契約の締結について（令和6年度満濃農村環境改善センター解体工事）

○大西樹議長　日程第8、議案第4号　工事請負契約の締結について（令和6年度満濃農村環境改善センター解体工事）の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○大西樹議長　討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第4号　工事請負契約の締結について（令和6年度満濃農村環境改善センター解体工事）の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○大西樹議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9　議案第6号　まんのう町土地開発公社の解散について

○大西樹議長　日程第9、議案第6号　まんのう町土地開発公社の解散についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○大西樹議長　討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第6号　まんのう町土地開発公社の解散についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○大西樹議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10　議案第7号　令和6年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号

○大西樹議長　日程第10、議案第7号　令和6年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○大西樹議長　討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第7号　令和6年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号の件を採

決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 閉会中の継続調査について

○大西樹議長 日程第11、閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

各常任委員長から所管事務の調査について、また、議会運営委員長から議会運営を効率的、円滑に行うため、会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査を行うことに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○大西樹議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに決しました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審査は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、令和6年第2回まんのう町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時02分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年6月17日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員